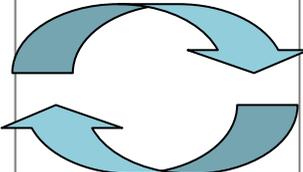


自動車保険のWEB約款が見やすくなりました

自動車保険WEB約款を以下のとおり改良いたしましたのでお知らせいたします。

【改良内容】



<p>9 事故が起こった時の手続き</p> <p>1. まず、ご連絡を</p> <p>(1) 事故が発生した場合には、まず被害者の救護措置をとり、もよりの警察署への届出をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について、取扱代理店または弊社にただちにご連絡ください。</p> <p>なお、人身事故の場合には、警察署への届出にあたり、人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いいたします。</p> <p>(2) その後、遅滞なく次の事項をお知らせください。</p> <ol style="list-style-type: none">① 事故の状況② 被害者の住所および氏名③ 目撃者のある場合は、その住所および氏名④ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 <p>上記のご通知がないと、保険金の一部または全部がお支払いできなくなる場合がありますのでくれぐれもご注意ください。</p> <p>事故の受付は 自動車事故の受付は、朝日火災事故受付ホットラインまたは取扱代理店へ 0120 - 12 - 0555 事故受付ホットラインは、24時間・365日 受付しております。 携帯・PHSからもご利用になれます。</p> <p>2. 示談・修理される前に必ずご相談を</p> <p>次の場合は事前に弊社にご相談ください。</p> <p>(1) 事故にあったお車を修理される場合 修理に着手される前に必ず弊社の承認を得てください。弊社が承認する前に修理に着手された場合、または部品（バンパー等）の損傷等で補修可能な場合に部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部がお支払いできなくなる場合があります。</p> <p>(2) 被害者と示談される場合 被害者から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社の承認を得てください。弊社が承認しないうちにご契約者（被保険者）ご自身で被害者と示談をされた場合には、保険金の一部または全部がお支払いできなくなる場合があります。</p> <p>(3) 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合 必ず弊社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金の一部または全部がお支払いできなくなる場合があります。</p> <p>3. 必要書類をご提出ください</p> <p>事故のご連絡をいただいたのち、取扱代理店または弊社より保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類等）に際してご案内いたします。次の普通保険約款・特約に定める書類または証拠等、弊社が求めるものを提出してください。</p> <p>— 43 — 目次に戻る</p>	<p>目次</p> <p>ご契約のしおり</p> <p>普通保険約款・特約一覧表…………… 4 1. 自動車の保険について…………… 8 2. 個人用自動車保険（A S A P）の特長…………… 9 3. 保険用語のご説明…………… 10 4. 個人用自動車保険（A S A P）の補償内容…………… 13 5. ご契約時にご注意いただきたいこと…………… 22 6. 保険料のお支払いについて…………… 29 7. ご契約後にご注意いただきたいこと…………… 31 8. ご提供している主なサービス…………… 40 9. 事故が起こった時の手続き…………… 43</p> <p>普通保険約款および特約</p> <p>普通保険約款…………… 52 特約…………… 99</p> <p>その他のご案内</p> <p>保険期間中にお客さまが解約される場合における返還保険料の計算方法について…………… 191</p> <p>— 3 —</p>
--	--

各ページ右下に「目次に戻る」ボタンを新設いたしました。いままではスクロールして目次に戻る必要がありましたが、これからは「目次に戻る」ボタンをクリックするだけで目次に戻ることができます。

なお、目次にはタイトルをクリックすると当該ページを表示する機能がありますので、この改良でスムーズにWEB約款の閲覧が可能となります。

